

参考資料 7

平成 31 年 1 月 28 日

新型インフルエンザ対策における

医療体制に関する情報提供・共有の強化について

厚生科学審議会感染症部会

1. 医療体制と情報提供・共有の経緯

(1) 国の方針：行動計画及びガイドライン

- 国は、「新型インフルエンザ等特別措置法」（平成 24 年法律第 31 号）に基づいて作成した「新型インフルエンザ対策等政府行動計画」（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定）を踏まえ、「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（平成 25 年 6 月 26 日新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議決定）を作成し、
 - ◇ 医療体制について、国及び都道府県は未発生期から医療体制の整備に努め、そのフォローアップを行うこととし、さらに、新型インフルエンザ等患者の国内初発例を確認してから地域発生早期までは、新型インフルエンザ等患者は病状の程度にかかわらず、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 26 条で準用する第 19 条又は第 46 条の規定に基づく入院措置等の対象となるため、都道府県等は新型インフルエンザ等患者の入院可能病床数を事前に把握する必要があるとした。
 - ◇ また、情報提供・共有（リスクコミュニケーション）の観点からも、国及び地方公共団体は、平時から情報提供に努めることとされている。

(2) 医療体制の整備と調査

- 国は、「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、平成 20 年 10 月に、都道府県が確保した新型インフルエンザの患者の入院医療を提供する医療機関（以下「新型インフルエンザ患者入院医療機関」という。）において、必要な病床及び医療資器材等についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図ることを目的として、「新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業費補助金」制度を開始した。
- また、国は、新型インフルエンザが発生した平成 21 年に、「新型インフルエンザ患者の入院診療を行う医療機関の受入可能病床数の報告について」（事務連絡）を発出し、都道府県に対し入院可能病床数等の報告を要請した。翌年には、都道府県に対し実態把握のため毎年実施している（「感染症指定医療機関に関する調査」（事務連絡）に、新型インフルエンザ患者入院医療機関の確保年度、確保病床数及び新型インフルエンザ対策の資器材整備状況について、調査の依頼を追

加した。

(3) その他

- 過去の新型インフルエンザ等対策有識者会議において、地域の医療体制の整備について、国民の理解を得るための情報公表の重要性、必要性についても触れている。

2. 医療体制における情報提供・共有の強化について

- 上記の経緯を受けて、「新型インフルエンザ患者入院医療機関」の情報公表に関し、以下のとおりとする。

1 : 「新型インフルエンザ患者入院医療機関」の情報を厚生労働省ホームページにまとめて掲載する。

- ・ 医療施設は、全ての調査結果を都道府県に提示し、都道府県から国に情報共有するとともに、公表に関しては、施設ごとに状況が異なるため、施設ごとにホームページの公表の可否を判断し、その情報も含めて都道府県に提示する。その情報について厚生労働省ホームページにまとめて掲載する。

(1) 理由

- 「新型インフルエンザ患者入院医療機関」については、年に一度の調査が既に実施されており、都道府県から国へ医療施設情報が提示されているため、情報収集の手段は確保されている。
- 平成 30 年度の「新型インフルエンザ患者入院医療機関」調査結果では、全ての都道府県で一定程度の入院医療機関が確保されていた。そのため、今後、国民に平時から一元的な情報提供・共有を行うことにより、発生時に国民が迅速かつ適切に診断、治療を受けることが可能となると考えられる。

(2) 留意事項

- 「新型インフルエンザ患者入院医療機関」調査結果の記載を統一するため、公表の目的を再度都道府県に通知して説明する。
- ホームページの情報公表については、平成 31 年度の調査後に掲載することとする。

2 : 今後、コールセンター、帰国者・接触者センター及び帰国者・接触者外来も同ホームページで掲載し、情報公開する。

- ・ 今後、コールセンター、帰国者・接触者センター及び帰国者・接触者外来も同ホームページで掲載し、情報公表を目指す。

(1) 理由

- 同様に、新型インフルエンザ発生時に、国民からの相談に応じるためのコールセンター、症状がある際に帰国者や接触者の相談に応じる帰国者・接触者相談セン

ター及び新型インフルエンザの疑いがある際に診療を行う帰国者・接触者外来も同ホームページで情報共有が必要と考える。

(2) 留意事項

- コールセンターと帰国者・接触者相談センターは、新型インフルエンザ等が発生した場合に設置されるため、発生後に掲載する。
- また、帰国者・接触者外来について、現在、調査対象としておらず集約的な情報がないため、平成 31 年度の調査に追加し同時に掲載を目指す。